

本市の障害者計画と障害福祉計画について

(資料) 2-1-①

年度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
障害者計画	尼崎市障害者計画(第2期) (平成21～26年度)						尼崎市障害者計画(第3期) (平成27～令和2年度)					尼崎市障害者計画(第4期) (令和3～8年度)						
障害福祉計画 (障害児福祉計画)	尼崎市障害福祉計画 (第2期) (平成21～23年度)			尼崎市障害福祉計画 (第3期) (平成24～26年度)			尼崎市障害福祉計画 (第4期) (平成27～29年度)			尼崎市障害福祉計画 (第5期) (平成30～令和2年度)		尼崎市障害福祉計画 (第6期) (令和3～5年度)			尼崎市障害福祉計画 (第7期) (令和6～8年度)			
アンケート調査	6年ごとに実施						3年ごとの実施に変更											
評価等の手法	「事務事業評価」を参考に 進捗状況を管理						「評価・管理シート(PDCAサイクル)」 により進捗状況の管理・評価											

各計画の関係性について

- ◎ 尼崎市障害者計画 : 本市の障害者施策全般について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画
第3期計画は、平成27～令和2年度の6か年計画
第4期計画は、令和3～8年度の6か年計画を予定
- ◎ 尼崎市障害福祉計画
(※ 障害児福祉計画) : 本市の障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保を図るための計画
第4期計画は、平成27～29年度の3か年計画(障害者計画(第3期)と一体的に作成)
第5期計画は、平成30～令和2年度の3か年計画
第6期計画は、令和3～5年度の3か年計画の見込(障害者計画(第4期)と一体的に作成予定)

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法(平成28年5月成立)により、障害児福祉計画の作成が市町村に義務付けられる。
障害福祉計画と一体的に作成することが認められている。

計画の進捗管理・評価について

本市では、平成26年度までは個別事業の評価・管理を行う「事務事業評価」を参考にすることで、障害者計画と障害福祉計画の進捗状況を管理していたが、平成27年度からは新たに「PDCAサイクル」の手法を導入し、両計画の進捗管理・評価を一体的に行っており、毎年度「評価・管理シート」としてまとめ、公表している。また、それに合わせて、従来は障害者計画の改定時(6年ごと)に実施していたアンケート調査を、3年ごとの実施に変更している。